

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 子ども子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報についても以下の事務で取り扱う。 (1) 特定教育・保育施設等を利用するため、支給認定の決定を行い、支給認定証を交付する。 (2) 特定教育・保育施設等の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 (3) 特定教育・保育施設等の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 (4) 教育・保育施設を利用した保護者への給付管理を行う。 (5) 市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。
③システムの名称	(1) 子ども・子育て支援システム (2) 庁内基本情報連携システム (3) 個人住民税システム (4) MICJET番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1) 情報提供の根拠 なし(情報提供は行わない) (2) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL:0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 子ども部 子ども育成課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL:0463-94-4641
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業員に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。</p> <p>併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	子ども育成課 大山 剛	子ども育成課長	事後	見直し時期に合わせて変更
平成30年6月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	市民生活部 市民協働課	総務部 文書法制課	事後	
平成30年6月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成27年4月1日	平成30年6月1日	事後	見直し時期に合わせて変更
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	TEL:0463-94-4711	TEL:0463-94-4867	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの提供先	TEL:0463-94-4711	TEL:0463-94-4641	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成30年6月1日	令和1年6月20日	事後	見直し時期に合わせて変更
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和2年6月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和1年6月20日	令和2年6月1日	事後	見直し時期に合わせて変更
令和3年6月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	見直し時期に合わせて変更
令和4年11月30日	I 関連情報 3 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一(第94項)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一(第94項、第101項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第68条の1、第74条	事後	
令和4年11月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法律上の根拠	(1)情報提供の根拠なし (2)情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)第19条第7項 別表第二(第116項)	(1)情報提供の根拠なし (2)情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)第19条第8項 別表第二(第116項、第121項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2、第59条の4	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)第9条1項別表第一(第94項、第101項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第68条の1、第74条	番号法第9条第1項 別表127、135の項	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)情報提供の根拠なし (2)情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)第19条第8項 別表第二(第116項、第121項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2、第59条の4	(1)情報提供の根拠なし(情報提供は行わない) (2)情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155、160の項	事後	
令和6年12月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月27日	IV リスク対策	—	様式変更による追加	事後	